

# 鉛作業チェックリスト

区分	チェックポイント	良否	改善事項	
環境 管理	設備・環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局所排気装置や排気筒のフード、局所排気装置のダクト、除じん装置は、法に適合しているか。</li> <li>・局所排気装置や全体換気装置のファンは、法に適合した適切な位置に設けられているか。</li> <li>・局所排気装置や排気筒の性能は法に適合しているか。</li> <li>・全体換気装置の性能は、法に適合しているか。</li> <li>・休憩室、作業衣の保管場所、洗身設備、手洗い用溶液、汚染除去設備などの設置状況は、法に適合しているか。</li> <li>・喫煙、飲食禁止の表示を行っているか。</li> </ul>		
	環境測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年ごとに1回、定期的に測定を行っているか。</li> <li>・測定記録は3年間保存されているか。</li> <li>・基準通りの測定方法で測定を行っているか。</li> <li>・必要に応じて外部機関に測定を依頼しているか。</li> </ul>		
	自主検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以内ごとに1回、定期的に局所排気装置、除じん装置の定期自主検査を行い、3年間記録を保存しているか。</li> <li>・最初の使用時及び分解・改造・修理時に点検しているか。</li> <li>・点検で異常を認めたときは直ちに補修しているか。</li> </ul>		
作業 管理	資格等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉛作業主任者は選任されているか。</li> <li>・鉛作業主任者は所定の職務を励行しているか。</li> <li>・作業者は十分な教育を受けているか。</li> </ul>		
	作業方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業標準に基づいた安全な方法で作業を行っているか。</li> <li>・ホッパーへの送入作業中は、ホッパー下方での作業を禁止しているか。</li> <li>・含鉛塗料のかき落とし作業では、湿式にして、かき落としした含鉛塗料はすみやかに除去しているか。</li> <li>・焼成炉から鉛化合物をかき出す作業では、ホッパー、容器をかき出し口に接近させ、かき出しには長柄の用具を使用しているか。</li> <li>・鉛装置内作業では、法定の措置を講じているか。</li> <li>・粉状の鉛などを屋内に貯蔵するときは、安全な容器に収納し、こぼれたときは所定の方法で掃除しているか。</li> <li>・空容器などは、粉じん発散防止措置を講じているか。</li> <li>・屋内作業場、休憩室、食堂の床などは、毎日1回以上真空掃除機か水洗いによって掃除をしているか。</li> <li>・作業に応じ、作業者に呼吸用保護具や労働衛生保護衣類などの保護具を使用させているか。</li> </ul>		
	職場巡視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・始業点検、定期点検、随時点検は行われているか。</li> <li>・職場巡視者は決められているか。</li> <li>・巡視記録は保存されているか。</li> <li>・前回の巡視で指摘された改善事項は処理されているか。</li> </ul>		
健康管理	健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇い入れ時、配置替えの時の健診は実施されているか。</li> <li>・6ヶ月以内ごとに1回の定期健診は実施されているか。</li> <li>・健診結果は5年間保存されているか。</li> <li>・病状がある場合、医師に受診させているか。</li> <li>・鉛中毒にかかっている者を就業禁止にしているか。</li> </ul>		